

木更津市の給与・定員管理等について

本市の給与・定員管理についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

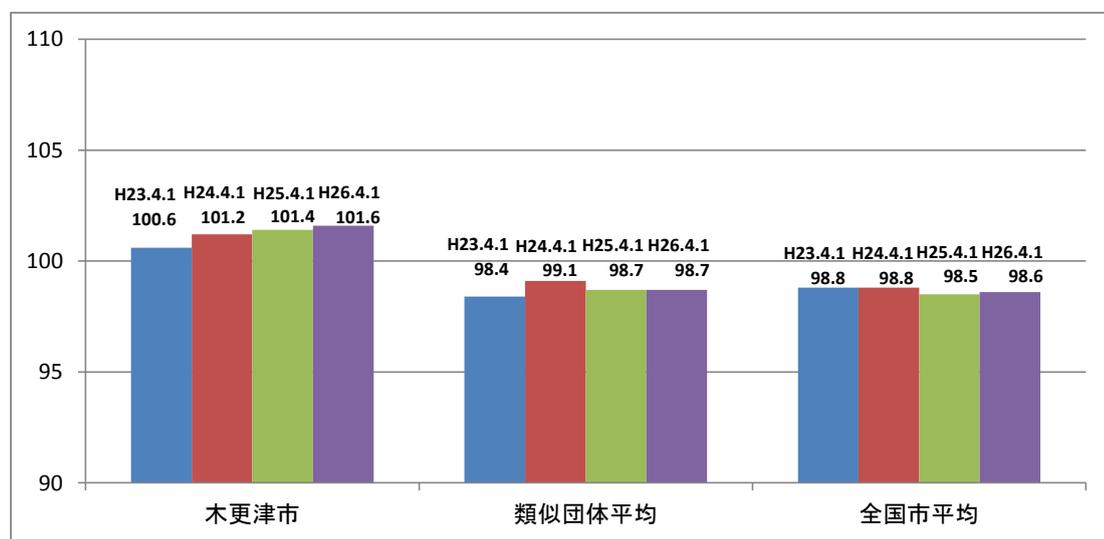
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	132,345	41,789,374	1,826,185	7,858,854	18.8	20.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	884	3,458,942	603,861	1,219,354	5,282,157	5,975	6,021

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。（ただし、平成25年度については、再任用職員は0名）

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレスを単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

【平成26年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している、②3年連続上昇している、③100を超えている理由及び改善の見込み】

木更津市のラスパイレス指数については、国と比較して初任給基準が高いこと、高齢層職員の給与水準が高いことによりラスパイレス指数を押し上げる結果となっている。本市においては従来から高齢層職員の給与抑制に努めているところであるが、今後とも国の制度や基準に合わせ適正な水準を目指していく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(実施時期・支給割合) 平成27年4月1日より3.5%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	1%
木更津市の支給割合	3%	3.5%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木更津市	42.8 歳	334,895 円	395,780 円	376,570 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
木更津市	48.3歳	77人	340,116円	377,670円	372,046円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.1歳	49人	336,141円	374,844円	370,150円	廃棄物処理従事員	44.7歳	288,100円	1.30
うち用務員	52.4歳	12人	349,875円	381,192円	377,354円	用務員	54.3歳	199,300円	1.91
うち学校給食員	51.3歳	5人	348,560円	375,238円	370,961円	調理士	44.0歳	295,600円	1.27
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	59人	326,688円	372,166円	353,768円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
木更津市	—	—	—
うち清掃職員	5,913,053	3,939,100	1.50
うち用務員	6,026,783	2,747,000	2.19
うち学校給食員	5,950,432	4,006,500	1.49

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23～25年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		木更津市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,200 円	143,500 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

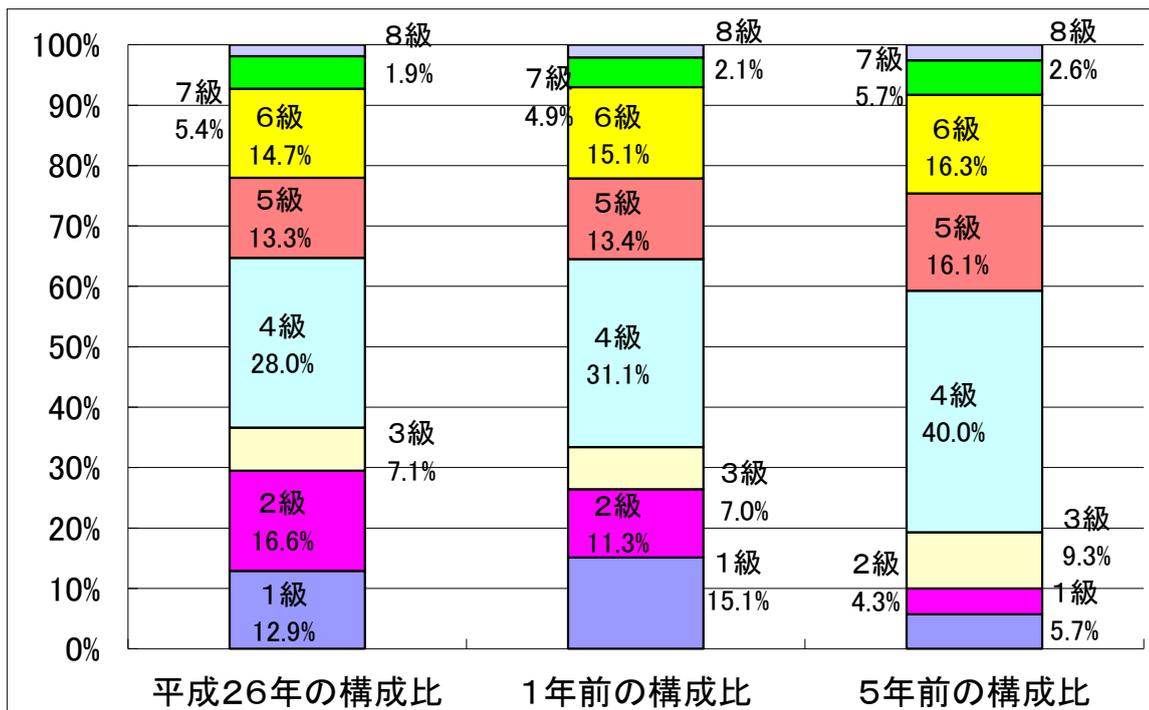
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	240,785円	362,550円	388,166円	418,642円
	高校卒	227,333円	332,240円	365,166円	388,716円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	251,200円	332,375円	374,333円	385,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、部参事	10 人	1.9 %	413,000円	494,100円
7級	次長、参事	28 人	5.4 %	383,700円	481,300円
6級	課長、副課長、主幹	76 人	14.7 %	366,200円	459,200円
5級	副主幹	69 人	13.3 %	320,600円	425,200円
4級	主査	145 人	28.0 %	289,200円	417,400円
3級	主任主事、主任技師	37 人	7.1 %	224,600円	378,600円
2級	主事	86 人	16.6 %	187,800円	287,200円
1級	事務員、技術員	67 人	12.9 %	137,200円	232,200円

- (注) 1 木更津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
 (内容の詳細については、木更津市職員勤務成績評定に関する規程を参照)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

一般職について、勤務評定により5段階(A～E)の評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分(5号給以上～3号給以下)を決定。

平成25年4月1日の昇給においては、標準区分(4号給)に決定された者が96.6%、下位区分(3号給以下)に決定された者が3.4%であった。

なお、今後能力・実績を重視した人事評価システムの確立に向け取り組んでいく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木更津市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,407 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5%~5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給(67.5/100)を行った。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

木更津市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	21.62 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合	9,390 千円			
	勲奨	27,177 千円			
	定年	25,069 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		119,021 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		125,948 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
木更津市	3 %	945 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		101.9	
(ラスパイレス指数)		(101.6)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		5,568 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		40,636 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		14.5 %		
手当の種類(手当数)		16 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	先職員に対する 支給単価
行旅死亡人取扱業務手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅死亡人の取扱業務	23千円	1件当たり1,500円
感染症予防等処理作業手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	感染症患者の移送、発生場所場所の消毒等	—	日額500円
毒物及び劇物取扱業務手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	毒物・劇物の検査、科学分析、試験等	12千円	日額250円
災害対策本部業務手当	災害対策業務に従事する職員	災害応急措置等の現地作業	111千円	日額400円
高所及び深所作業手当	高所または深所業務に従事する職員	高所(10m以上)または深所(3m以上)における作業	—	日額200円
結核患者接触業務手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	結核患者に接する業務	—	日額200円
税等徴収事務手当	税金、保険料、使用料等の徴収事務に従事する職員	直接滞納者を訪問して徴収事務	45千円	日額300円
行旅病人取扱業務手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅病人の取扱業務	—	1件当たり500円
廃棄物収集処理及び清掃作業並びに害虫駆除作業手当	不快な業務に従事する職員	廃棄物収集処理、収集作業、害虫駆除作業	3,028千円	日額250円
生活保護、老人福祉及び障害者福祉業務	生活保護、老人福祉及び障害者福祉の措置に係る業務に従事する職員	生活保護、老人福祉、障害者福祉の措置業務	1,071千円	月額3,500円
特殊自動車運転手当	クレーン付貨物車、フォークリフト又はショベルロータリ運転に従事する職員	特殊車両の運転業務	15千円	日額200円
救助作業手当	消防及び救急業務に従事する職員	消防の救助隊員	559千円	月額3,000円
		上記以外の職員		日額300円
特別消火作業手当及び消防用特殊自動車運転業務	消防及び救急業務に従事する職員	10m以上の高所、3m以上の深所での消火作業及びハシゴ車等の運転業務	330千円	日額200円
1級建築士業務手当	1級建築士の資格を有する職員	1級建築士の設計及び工事監理業務	206千円	日額250円
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者の資格を有する職員	資格を必要とする業務	—	月額3,000円
建築主事業務手当	建築主事の資格を有する職員	資格を必要とする業務	168千円	月額3,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	177,211 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	257 千円
支給実績（24年度決算）	169,998 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	251 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目から 1人 6,500円 (ただし、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ		103,679千円	238,341円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 平成26年度 3,000円 平成27年度 1,500円 平成27年度末廃止 	同じ		76,024千円	132,215円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスを利用する場合 全額支給 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,700円～24,500円支給 	異なる	国は、定期代55,000円までは全額支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職務の級に応じた定額制 8級職 45,000～55,000円 7級職 40,000～43,000円 6級職 31,000～36,000円 5級職 21,000～25,000円	異なる	国は職務の級の応じた定額制	92,675千円	363,430円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		13,619千円	113,486円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	960,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			1,063,000 円/	504,000 円
	副 市 長	820,000 円	876,000 円/	481,000 円
報 酬	議 長	530,000 円	760,000 円/	420,100 円
	副 議 長	470,000 円	670,000 円/	366,600 円
	議 員	450,000 円	620,000 円/	338,800 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)		
	副 市 長	3.95	月分	
	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長	3.95	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		在職月数×35/100	16,128,000 円	任期毎
	副 市 長	在職月数×25/100	9,840,000 円	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

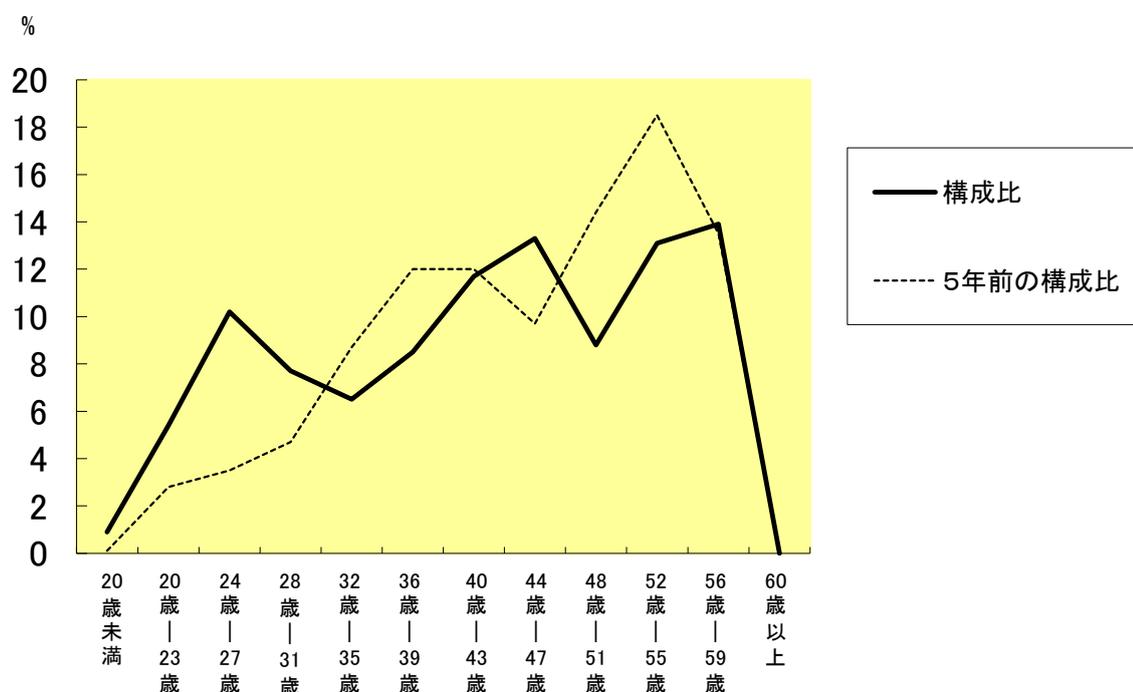
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	148	148	0	
		税務	58	58	0	
		農林水産	25	25	0	
		商工	9	9	0	
		土木	99	96	▲ 3	事業の統廃合縮小による減
		民生	123	129	6	福祉業務の増
		衛生	102	101	▲ 1	業務の見直しによる減
	計	572	574	2	<参考> 26年4月1日現在人口 132,246人 人口10,000人当たり職員数 43.40 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 47.15 人)	
	教育部門	135	128	▲ 7	事業の統廃合縮小による減	
	消防部門	178	181	3	消防力強化による増	
	小 計	885	883	▲ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 66.77 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 64.3 人)	
	公営 企業 等 部 門	水道	36	37	1	水道業務強化による増
下水道		18	18	0		
その他		43	44	1	国民健康保険業務の増	
小 計		97	99	2		
合 計		982	982	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 74.26 人	
		[1,293]	[1,293]	[-]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	9人	53人	100人	76人	64人	83人	115人	130人	86人	129人	136人		981人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	553	545	541	558	572	574	21(3.8%)
教育	152	138	135	135	135	128	▲24(▲15.8%)
消防	167	167	171	176	178	181	14(8.4%)
普通会計	872	850	847	869	885	883	11(1.3%)
公営企業等会計	109	107	109	102	97	99	▲10(▲9.2%)
総合計	981	957	956	971	982	982	1(0.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,497,167	174,232	231,172	6.6	7.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	36	152,769	24,734	53,668	231,171	6,421

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
木更津市	43.3 歳	338,446 円	521,090 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

木更津市		一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,491 千円		1,407 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 2.5%~5%		役職加算 2.5%~5%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

木更津市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	9,390 千円
	勸奨	27,157 千円		勸奨	27,177 千円
	定年	29,369 千円		定年	25,069 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		4,808 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		134 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
木更津市	3 %	36 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		85 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		3,269 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		72.2 %		
手当の種類(手当数)		7 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
劇毒物取扱手当	浄水作業・水質検査に従事した職員	浄水作業・水質検査	—	日額250円
高所作業手当	高所作業に従事した職員	高さ10m以上の高所作業	—	日額200円
深所作業手当	深所業務に従事した職員	深さ3m以上の深所作業	—	日額200円
高電圧作業手当	高電圧作業に従事した職員	6,000V以上の高電圧作業	—	日額200円
緊急呼出手当	緊急呼出を受け業務に従事した職員	勤務時間外退庁後緊急呼出業務	69千円	1回2,000円
災害対策業務	災害対策本部に従事した職員	広報活動又は応急措置等の現場作業	16千円	日額400円
被災地救援手当	被災地へ救援派遣した職員	被災地救援事務		日額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	4,596千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	191千円
支給実績（平成24年度決算）	4,153千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	138千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目から 1人 6,000円 (ただし、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ		3,547千円	208,647円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同じ		3,321千円	114,507円
	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の場合 6,000円 	異なる	なし		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスを利用する場合 全額支給 	異なる	国は、定期代55,000円までは全額支給	2,649千円	80,273円
	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,700円～24,500円支給 	異なる	国は、使用距離に応じて2,000円～24,500円支給		
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に支給 平成24年度まで月額×支給割合(5/100～10/100) 平成25年度から職務の級に応じた定額制 	異なる	国は職務の級の応じた定額制	3,935千円	393,482円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 	同じ		0千円	0円
企業手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当を受けない職員で11日以上勤務 給料月額 1.5% 最高 5,250円 			350千円	13,989円